

令和 7 年 (行サ) 第 35 号 行政上告提起事件

上告人 原田芳裕

被上告人 春日井市長 石黒 直樹

上告理由書

令和 7 年 12 月 12 日

最高裁判所御中

上告人 原 芳 裕 ㊞

頭書の事件について、上告人は次の通り上告理由を提出する。

上告の理由

序 本件における上告理由（憲法違反）の概要

1 本件の概要と令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 11】の自己拘束

的性質

本件は、令和 5 年 8 月 1 日に春日井市が実施した PFAS（有機フッ素化合物）の水質検査について、国の暫定基準値を超えた結果が得られたにもかかわらず、令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 11】に反してこれを公表せず、同月に別の水質検査委託検査契約を締結した上で再度 PFAS の検査を実施し、この結果のみを公表したことにつ

いて、いわば、別契約の締結額が二重支出になるため、それを損害賠償額として、春日井市長石黒直樹（以下、石黒市長）及び本件行為に関わった職員（以下、伊藤所長ら）を相手方として、第一審被告に請求するよう求めた住民訴訟である。

なお、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】は、水道法施行規則に基づき策定が予定される計画であって、憲法21条に由来する知る権利及び憲法25条に由来する生命・健康保持の前提条件としての水質情報提供の要請を、春日井市が自ら具体化した自己拘束的規範としての性質を有する。

したがって、国の暫定基準値を超過した検査結果を同計画に反して非公表とし、その非公表状態を前提に別契約を締結して低値結果のみを公表した本件の一連の対応は、憲法上の権利侵害と不可分に結びついた違法な判断過程に基づく財務会計行為として評価されるべきである。

2 上告人の違憲主張の整理と第1審・原審による憲法判断回避

そして、本件において、上告人は第一審から、①令和5年8月1日に春日井市が実施したPFAS（有機フッ素化合物）の水質検査について、国の暫定基準値を超えた結果が得られたにもかかわらず、令和5年度春日井市水道水質検査計画に反してこれを公表しなかった事実は憲法21条に反することを主張し、また、②その公表しなかった事実がPFASの国の暫定基準値を超えた数値であったことから、憲法25条に違反することを主張し、③石黒市長においては、PFASの国の暫定基準値超えの事実が公表されていな

い事実を知りながら、市議会において「水質検査は公表している」旨の虚偽の答弁まで

していることから、憲法 99 条に違反していることを主張した。この事実を、上告人は

春日井市への公文書開示請求により入手した公文書群を適示示すことで立証している。

しかし、第 1 審は、この上告人の違憲の主張を、その判決文の中で「本件当初契約による検査の結果を公表していないこと等が違法、違憲である旨を縷々主張するが、これらの行為はそもそも財務会計上の行為に当たらないことが明らかなため、判断を要しない」と示して退けた。

そして、原審においては、上告人は憲法判断するよう主張したが、裁判所は一切の憲法判断をしなかった。

だが、上告人が本件において主張・立証した事実は、財務会計上の行為にも繋がり、且つ、憲法に違反していることは明白だからこそ、司法に救済を求めたのである。そして、その上告人の権利は憲法 32 条と憲法 81 条により明らかである。

よって、以下に事実を再度明示し、その後、上告理由である憲法違反について、述べていく。

第 1 本件、事実の時系列の列挙

以下、本件第 1 審で上告人が主張した事実を証拠も併記しながら、時系列で示す。

I. 当初、春日井市は令和 5 年度水質業務委託仕様書【甲 1 証拠書 3

0】に基づき、令和5年8月1日にPFOAとPFOSの採水をし、水質検査を行う予定であった【甲2 第4監査の結果 1確認した事実 (4) 8月21日水質検査に係る経緯について イ】。

II. 令和5年7月28日に町屋第4水源の取水ポンプが突発的に故障停止したことにより、市は、町屋送水場の浄水水質への負荷を低減する目的で、同日に町屋第3水源及び第6水源の取水量制限を行った。

III. iiの運転変更により、市は、町屋水源の6か所の深井戸を原水とする町屋送水場の浄水の水量や水質が通常稼働(7月28日以前)の状態ではなくなったと判断し、8月1日に予定していた採水の延期を検討した。しかししながら、他の検査試料の引き渡しを予定していたことから、一部の試料の引き渡しを延期することで生ずる相手方の損害に対する懸念や取水量制限を行った状態での水質検査結果を把握する有用性を総合的に勘案し、予定どおり8月1日に採水することとし水質検査を実施した【甲2 第4監査の結果 1確認した事実 (4) 8月21日水質検査に係る経緯について イ】。

IV. 春日井市上下水道部は、上記② ii と iii のことを踏まえ、令和 5 年 8 月 1 日に副市長と、翌 8 月 2 日に石黒市長と調整を行った【甲 1 証拠書 24】。その際、副市長から「(町屋第 4 水源の取水ポンプを) 修理して元に戻ったら改めて分析すること」と指示があった。また、石黒市長からは「(8 月 1 日採水の) 検査の結果が分かったら、すぐに報告してください」と指示があった【甲 1 証拠書 24】。その調整には、相手方伊藤所長も同席していた【甲 1 証拠書 24】。

V. 令和 5 年 8 月 7 日に令和 5 年 8 月 1 日採水の PFO S 及び PFO A の検査の速報が春日井市にもたらされた。その結果、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源が、それぞれ 6.0 ng/l 5.6 ng/l と、国の暫定目標値 = 5.0 ng/l を超えたことがわかった【甲 1 証拠書 25】。

VI. 令和 5 年 8 月 8 日には、前日の速報を受け、PFO S 及び PFO A の追加検査の打合せが春日井市配水管理事務所で、受託者である株式会社東海分析化学研究所も参席したうえで行われた。その内容は、追加の PFO S 及び PFO A の検査の受入れ時期や、追加検査に伴う契約変更などについてであった【甲 1 証拠書 25 証拠書 26】。

また、前日の速報の結果【甲1 証拠書25】が石黒市長に報告された

【甲1 証拠書33】

VII. 当初、契約変更で進められていたPFOS及びPFOAの追加検査である

が、令和5年8月15日には、契約変更ではなく、別契約として行われ

ることになった【甲1 証拠書28 ※磯邊主査の押印があるメモ書

き】。そのため、歳出執行管理表が起案【甲1 証拠書18】され、受託

者を含め3社に見積もりが依頼された。

VIII. 令和5年8月18日に石黒市長は、本来の受託者であった株式会社東

海分析化学研究所と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名で別契

約を締結【甲1 証拠書19】した。その金額は、224,400円であった。

IX. 令和5年8月21日に町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源で採水

され、PFO S及びPFO Aの追加検査が行われた。その結果、町屋送水場

が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓという

内容が受託者より春日井市に令和5年8月29日付で報告された。【甲1

証拠書11～16】※証拠書13～16は、証拠書12の添付資料であ

る。

X. 令和5年9月1日には、石黒市長に「令和5年8月1日」採水と、「令和5年8月21日」採水のPFOS及びPFOAの検査結果が報告された【甲1 証拠書34】。その際、「令和5年8月1日」欄に、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源:△4.2% 第6水源:△4.6%)」と、※が付された【甲1 証拠書34】。

XI. 現在に至るまで、春日井市は、PFOA及びPFOSについて、その水質検査の結果をホームページ上で公表している【甲1 証拠書9】。

令和5年8月の検査結果は、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源については、令和5年8月21日採水分の、それぞれ18ng/ℓ・32ng/ℓ・47ng/ℓという結果を公表している【甲1 証拠書9】。反面、令和5年8月1日に採水した町屋送水場24ng/ℓ・町屋第3水源60ng/ℓ・町屋第6水源56ng/ℓという結果【甲1 証拠書3~8】を、春日井市は現在においても、市のホームページ上に公表していない【甲1 証拠書9】。※尚、甲1号証 証拠書9は、住民監査請求時のも

のであるが、現在においても、令和5年8月1日採水の結果を春日井市は公表していない。

XII. 令和5年9月26日に石黒市長は、春日井市議会の一般質問において、PFOS 及び PFOA に関して、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【甲1 証拠書35】と答弁した。だが、石黒市長は令和5年8月に PFOS 及び PFOA の水質検査において国の暫定基準値を越えたことを同年8月8日と同年9月1日に報告として受けながら【甲1 証拠書33～34】、現在においても、その事実は公表されていない【甲1 証拠書9】。

これらの事実は、石黒市長や伊藤所長らが憲法違反行為を行った事実と証拠でもある。そして、それを上告人は第1審から主張してきたにも関わらず、第1審も原審も、憲法判断を不当に回避してきたのであるから、上告審において憲法違反の判断を求めるのは、当然のことである。

第2 憲法違反の事実

1 憲法21条違反の事実。

(1) 国の暫定基準値を超えた検査結果を、春日井市は公表しなかった。

本件において、上告人が主張・立証した事実によって、次のことが認められる。

- 春日井市が令和 5 年 8 月 1 日に採水した PFAS の水質検査において、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源が、それぞれ $6.0 \text{ ng/}\ell$ $5.6 \text{ ng/}\ell$ と、国の暫定目標値 = $5.0 \text{ ng/}\ell$ を超えた【甲 1 証拠書 25 など】。
- しかし、現在においても、春日井市はこの事実を公表していない。
 - これは、被上告人も第 1 審の答弁書で認めている。
- だが、令和 5 年度春日井市水質検査計画【乙 1 1】の 9 頁から 10 頁「11 水質検査計画及び検査結果の公表」には、PFAS の水質検査も含めて、水質検査結果の公表を「公表しています」と定められている。
 - 尚、この水質検査計画【乙 1 1】には、水質検査結果を公表しないための要件は明示されていない

以上のことから明らかになることは、春日井市は①国の暫定基準値を超えた PFAS の検査結果を、②令和 5 年度春日井市水質検査計画【乙 1 1】が定めていることに反して、③公表していない、という事実である。

(2) 本件における憲法 21 条の「知る権利」は、いかにして具現化しているのか。

① 「知る権利」の憲法上の位置づけと判例・学説状況

憲法 21 条から派生する「知る権利」は、博多駅事件（最高裁昭和 44 年 11 月 26 日大法廷決定）などでも明示されているように、国民の基本的人権の一つであること

は明らかである。しかし、それを具体的にどのように実現していくかについては、さ
まざまな見解・学説があり、判例も一様でない。

② 本件における判断の起点（市の検査計画の存在）

ただ、本件の場合、令和5年度春日井市水質検査計画【乙11】が水質検査の結果
を公表することを明記していることから、判断する必要がある。

③ 行政情報非開示と21条判断の実務的整理

もっとも、本件のような（行政による）情報非開示それ自体を、直ちに憲法21条違
反として正面から判断した最高裁判例は必ずしも多くはなく、実務上は、情報公開制
度や個別法令・計画における公表義務の有無及びその法的性質の解釈論として整理さ
れる傾向がある。

④ 自己拘束的公表方針の否定による「知る権利」侵害

しかし、憲法21条から派生する「知る権利」を基礎に、情報公開制度や行政の自己
拘束的ルールを媒介として、住民が行政情報の公開・公表を求める立場には一定の説
得力がある。とりわけ本件では、春日井市自らが令和5年度春日井市水質検査計画
【乙11】において、水質検査結果を「公表しています」と明示しており、これは憲法
21条上の「知る権利」を具体化する自己拘束的な公表方針として位置付けられるべき
である。そして、同計画が公表しないための例外要件を何ら定めていない以上、国の
暫定目標値を超える結果を恣意的に非公表とする運用は、自己拘束の潜脱として「知

る権利」の保障を実質的に空洞化させる。

⑤ 「知る権利」の請求権構造と計画の射程

つまり、『「知る権利」は積極的に政府情報等の公開を要求することができる権利であり、その意味で、国家の施策を求める国務請求権ないし社会権（国家による自由）としての性格をも有する点に、最も大きな特徴があると言える。そして、それが具体的な請求権となるには、情報公開を規定する法令等があって初めて実現するものである』という点である。その旨を被上告人も答弁書で主張【第1審 被告答弁書 30頁22行目から24行目】し、上告人もそのことを認めている【第1審 原告第2準備書面13頁3行目から7行目】。但し、それは「法律」や「法令」を狭義に解釈するのではなく、本件で言えば、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】のような自己拘束性を持つ計画もその対象にすべきなのは、言うまでもない。

⑥ 本件計画による「知る権利」の具体的具現化

と言うことは、令和5年度春日井市水質検査計画【乙11】がPFASも含めて、水質検査結果の公表を「公表しています」と定めていることは、憲法21条の「知る権利」の具現化にほかならない。このことにより、上告人を始めとした春日井市民その他国民は、春日井市の水道の水質検査結果について「知る権利」があることは明白である。だからこそ、水質検査を行ったにも関わらず、その結果を公表していない事実があれば、それは憲法21条の「知る権利」を侵害していることになる。

⑦ 博多駅事件の意義と情報公開制度の制度的位置づけ

なお、憲法 21 条から導かれる「知る権利」については、最高裁判所も、いわゆる**博多駅事件**（最大決昭和 44 年 11 月 26 日）において、報道機関による報道が国民の「知る権利」に奉仕するものであることを前提に、事実報道の自由が憲法 21 条の保障のもとにあることを明示している。

この判示は、国民が主権者として民主的的意思形成に参加するためには十分な情報へのアクセスが不可欠であり、その意味で「知る権利」が憲法 21 条の保護領域に属することを認めたものと解される。

その後、各地方公共団体における情報公開条例や、国における情報公開法制の整備は、まさにかかる「知る権利」の要請を具体化する制度として位置付けられてきた。すなわち、国民・住民は、行政機関の保有する公文書について、その公開を求める一定の請求構造を制度上与えられ、行政機関はこれに応答する義務を負うという枠組みが形成されている。

本件令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 11】における「水質検査結果を公表しています」との定めは、単なる内部的・技術的な事務取扱いの宣言にとどまるものではなく、少なくとも春日井市自らが、水道水質に関する情報を住民に対して原則として開示するとの方針を明示したものである。

このような自己拘束的な公表方針の定立は、情報公開制度と同様に、憲法 21 条の

「知る権利」を具体的に保障する制度的枠組みの一部を構成すると解すべきである。

(3) 水質検査結果を公表していない事実。

春日井市は、令和5年8月1日採水のPFAS検査で得られた町屋送水場24ng/ℓ・町屋第3水源60ng/ℓ・町屋第6水源56ng/ℓという結果【甲1 証拠書3～8】を公表していない。そして、そのことを被上告人は、第1審の答弁書でも認めている【第1審 被告答弁書 4頁目 16行目から22行目など】。このことからも、春日井市が令和5年8月1日採水で、国の暫定基準値を超えた検査結果も含め、現在においても公表していないことは、事実であると言える。

(4) 憲法21条（知る権利）違反・侵害の事実。

つまり、春日井市が令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】の「11水質検査計画及び検査結果の公表」で水質検査結果を「公表しています」と定めていることに反して、国の暫定基準値を超えた検査結果を公表していないのは、明白な事実である。

そして、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】の水質検査結果を「公表しています」という定めは、憲法21条の知る権利の具現化なのであるから、春日井市がPFASの水道水質検査結果を公表していない事実は、憲法21条の「知る権利」を

侵害し、違反しているのは、明らかである。

（5）要件事実論的整理（憲法 21 条）

① 主要事実による「知る権利」侵害の要件構造

本件における憲法 21 条違反の成否は、要件事実論的に整理すれば、①PFAS 水質検査結果が住民の生命・健康及び政策選択に直結する重要情報であり、憲法 21 条から派生する「知る権利」の保護領域に属すること、②春日井市が令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 1 1】において水質検査結果を「公表しています」と明記し、21 条の趣旨を具体化する自己拘束的公表方針を設定していること、③令和 5 年 8 月 1 日採水の PFAS 検査において国の暫定目標値を超える結果が得られたにもかかわらず、同計画に反して当該結果を現在に至るまで非公表としていること、④当該非公表に合理的根拠・例外要件が同計画上予定されていないこと、という主要事実の充足により判断されるべきである。

② 選別的公表と財務会計行為との不可分性及び憲法判断回避の理由不備

加えて、本件では基準値超過結果の非公表にとどまらず、別契約により得られた低値結果のみを公表するという選別的情報提示が行われており、これは単なる不作為ではなく「知る権利」の前提となる判断環境を歪める積極的な情報操作として評価されるべきである。

そして、この選別的公表のために別契約が締結され支出がされたという構造上、情報非公表の違憲性は本件財務会計行為の必要性・相当性判断と不可分であり、両者を切り離して憲法判断を回避することは許されない。

上告人はこれらの主要事実を公文書群によって具体的に主張・立証してきたのであり、これを「財務会計上の行為に当たらない」として憲法判断ごと回避した第1審・原審の処理は、要件充足性の審理判断を欠落させた理由不備に該当する。

2 憲法 25 条違反の事実

(1) 本件において、憲法 25 条によって保護される権利。

① 生存権としての安全な飲料水と水質情報の受領権

憲法 25 条 1 項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定める。そして、「健康で文化的な最低限度の生活」には、**安全な飲料水の恒常的提供**が含まれるのであり、特に、水道水は公的供給に依存しているため、住民は行政に対して**安全・安心な水道水の供給と水質情報の透明な提供**を受ける権利を有する。

② 水道法 2 条による生存権保障の制度的基盤

このことは、水道法第 2 条が「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源

であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」と定めていることでも明らかである。

③ 生存権＝社会権の具体化と行政の自己拘束

もっとも、憲法 25 条は社会権規定としての性質を有し、その保障内容の具体化は立法・行政による制度形成を通じて実現される側面が強い。

しかしその反面、国および地方公共団体が水道法等の法令や水質検査計画の策定を通じて、住民の生命・健康に直結する飲料水の安全確保と情報提供の枠組みを具体化した以上、当該制度の運用において、行政が自ら定めた基準・計画を合理的理由なく逸脱し、住民の健康保持の前提となる重要情報を選別的に秘匿することは、憲法 25 条が要請する最低限度の生活保障の理念に明確に反する。

すなわち本件における憲法 25 条の主張は、抽象的な権利宣言にとどまらず、水道法および水質検査計画を媒介とする具体化された生存権保障の破壊として位置付けられるべきである。

さらに、本件における憲法 25 条の主張を「抽象的理念」にとどめないためには、同条が水道法制及び自治体による計画策定を通じて具体化されている点を正面から位置付ける必要がある。

すなわち、令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 1 1】は、水道法施行規則に

に基づき策定が予定される制度上の計画であり、単なる内部的・任意的な指針ではなく、住民の生命・健康に直結する水質管理及び情報提供の枠組みを行政自らが具体化した自己拘束的規範としての性質を有する。

したがって、同計画が予定する検査・公表の運用から合理的理由なく逸脱し、国が暫定目標値を超過した重要な水質情報を選別的に非公表としたことは、憲法25条が要請する健康保持の前提条件を実質的に損ない、同条の具体化として形成された自己拘束的枠組みを破壊するものである。

④ 本件水質検査計画による生存権保障の具体的射程

となると、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】が水道法施行規則第15条7項により定められていることや、その基本方針である「お客様に安全、安心で良質な水道水をお届けするために、水源からご家庭の給水栓に至る過程（水源、浄水場、配水場及び給水栓）で水質検査及び水質監視を行い、適正な水質管理に努めます。水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、水質管理等に必要な水質管理目標設定項目、要検討項目、原水管理項目及びその他の項目についても水質検査を行います。」【乙11 1項目】から言っても、春日井市民が適正な水質管理による、安全、安心で良質な水道水の供給を受けることは、憲法25条による保護を受ける権利もあるのは明らかである。

（2）国の暫定基準値を超えた検査結果を公表しないことが、憲法 25 条を侵害する

① 憲法 25 条が要請する健康リスク回避のための情報提供と非公表の権利侵害性

さらに、憲法 25 条が予定する「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は、単に危険を事後的に除去することだけでなく、住民が自ら健康リスクを回避し得るよう、生命・健康に関わる基礎情報を適時に提供することを当然の前提とする。

とりわけ水道水は、住民が日常生活上ほぼ不可避的に摂取する公的供給物であり、行政の情報提供の有無が、住民の自己防衛・自己決定の可能性を左右する点で、その意味合いは決定的である。

したがって、国の暫定基準値を超過する可能性が確認された検査結果を、行政が自ら定めた計画に反して非公表とすることは、住民が健康被害を回避するための合理的行動選択を不可能又は著しく困難にし、憲法 25 条の具体化された保障内容を実質的に空洞化させる。

② 本件 PFAS 基準値超過結果の非公表と水質検査計画違反による生存権侵害

春日井市が、令和 5 年 8 月 1 日採水の PFAS 検査で得られた町屋送水場 2 4 ng/ℓ・町屋第 3 水源 60ng/ℓ・町屋第 6 水源 5 6 ng/ℓ という結果【甲 1 証拠書 3 ~8】を公表していないことは、既に述べた。その内、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源の結果は、国の暫定基準値 50ng/ℓ を超過している。

このことは、要は、安全でない水の状態（＝国の暫定基準値越え）を石黒市長や伊藤所長らが知っていたにも関わらず、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙1】に反して公表しなかった、ということになる。

これは、同計画が住民の生命・健康に直結する水質情報の公表を前提として行政自らが設定した自己拘束的枠組みを、合理的理由なく潜脱したことにはかならない。つまり、春日井市が国の暫定基準値を超えた水質検査結果を非公表とすることで、春日井市民は、適正な水質管理により安全、安心で良質な水道水の提供を受ける権利を侵害されたのである。このことが、憲法25条による生存権を侵害することは明らかである。

（3）要件事実論的整理（憲法25条）

本件における憲法25条違反の成否は、要件事実論的に整理すれば、①「健康で文化的な最低限度の生活」には安全な飲料水の恒常的提供及び健康リスク回避のための基礎情報の受領が含まれること、②水道法及び水道法施行規則の枠組みのもとで策定される令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙1】が、住民の生命・健康に直結する水質管理と情報提供のあり方を行政自ら具体化した自己拘束的規範であること、③石黒市長及び伊藤所長らが国の暫定目標値超過の事実を把握していたにもかかわらず、同計画に反して当該結果を非公表としたこと、④その非公表状態を前提に別契約

を締結し、低値結果のみを公表することで住民の健康リスク回避の機会を実質的に奪ったこと、という主要事実の充足により判断されるべきである。

上告人はこれらの主要事実を時系列で具体的に主張・立証している以上、25条の具体化として形成された自己拘束規範の違反と別契約・支出との連動を審理せずに憲法判断を回避した第1審・原審の処理は、要件評価の欠落として理由不備に該当する。

3 憲法99条違反の事実

（1）憲法99条の趣旨と適用対象

日本国憲法第99条は次のように定めている。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

この規定は、すべての公務員に対して、憲法尊重・擁護義務という高度の職責を課すものであり、国や地方公共団体において憲法に違反する行為があった場合に、その責任の所在を明らかにしうる基盤を提供するものである。すなわち、地方自治体の長（市長）やその職員も憲法99条の対象に明示的に含まれる。

（2）春日井市長石黒直樹による憲法違反行為の具体的な内容

本件において石黒市長は、具体的に以下の行為を行っており、憲法に反して、市民

の権利を侵害する結果をもたらしている。

PFAS の水質検査において、国の暫定基準値 (50ng/ℓ) を超える結果が得られたことが、石黒市長に対して伊藤所長らから令和5年8月8日及び同年9月1日に報告されていたことは、【甲1 証拠書33・34】によって明らかであり、第1審の被告答弁書でも明らかである。(但し、被告答弁書によれば、9月1日に報告されていたのではなく、9月5日に報告されていた)。

そして、それが公表されていない事実があるにもかかわらず、石黒市長は、令和5年9月26日の春日井市議会において、「引き続き水質検査の結果を公表する」と虚偽の答弁をしている【甲1 証拠書35】。

実際には、国の暫定基準値を超えた8月1日検査結果は現在においても一切公表されておらず、春日井市ホームページ等に掲載されたのは、後日(8月21日)の別契約【甲1 証拠書25】による検査結果(基準値未満)だけである【甲1 証拠書9など】。

そして、石黒市長は、国の暫定基準値越えの事実を知っていたにもかかわらず、それと異なる答弁を、議会で行った【甲1 証拠書35】。

(3) 伊藤所長らによる憲法違反行為の具体的な内容

本件において、伊藤所長らは、以下のような行為により、憲法に基づく市民の知る

権利（憲法 21 条）及び生存権（憲法 25 条）を侵害する事實を認識しながら、これを是正する責務を果たさなかった。このことは、憲法 99 条に違反する憲法擁護義務違反に該当する。

伊藤所長らは、令和 5 年 8 月 1 日の PFAS 検査において、暫定基準値（50ng/ℓ）を超える数値が出たことを 8 月 7 日時点で把握していた。【甲 1 証拠書 25】
令和 5 年 8 月 8 日には、同検査結果を受けて追加検査を行う打合せを主導的に実施し、また同日の時点で、基準値超過の事実が春日井市長に報告されたことを把握していた。【甲 1 証拠書 25・33】

しかしながら、伊藤所長らは、その後に行われた 8 月 21 日の追加検査結果のみを市の公式記録として扱い、基準値を超えた 8 月 1 日検査結果については、市の公表記録から排除する判断を默認又は主導したと推認される。

さらに、伊藤所長らは、別契約による検査実施と公表のみによって、市民や議会に對して「検査の結果は問題なかった」との誤認を与える行為を助長し、その默示的加担を行った。

これらの行為は、単に内部手続上の瑕疵にとどまらず、住民にとって極めて重要な健康情報を意図的または結果的に秘匿したものであり、憲法に違反する事實の隠蔽を助長したという点で、明白な憲法 99 条違反に該当する。

（4）99条違反の法的評価

① 憲法99条の規範性と生命・健康情報に関する擁護義務の加重

日本国憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めている。

これは、単なる道義的な宣言ではなく、国家機関・地方自治体を構成するすべての公務員が、積極的に憲法に反する行為を是正し、憲法上保障された国民の権利を侵害しないよう努力する積極的義務を負っていることを意味する。

とりわけ地方自治体の首長や職員においては、その行為が住民の生命・健康に直結するような場合、憲法上の擁護義務はより重く、かつ具体的な対応が求められる。

そして本件では、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】が水質情報の公表方針を明示している以上、首長・職員には同計画に沿って危険情報を適時に開示し、住民の知る権利及び生存権の実質的保障を確保すべき一層具体化された擁護義務が認められる。

本件において、春日井市長および伊藤所長らは、住民の基本的人権に直結する情報を意図的に隠蔽することで、憲法が課す擁護義務に著しく違反したといえる。

それは次の観点から重大な憲法擁護義務違反であると評価できる。

②基準値超過情報の非公表は「知る権利」保障の実質的否定

地方自治体の長や関係する職員たる者が、自らが把握している健康被害に関わる事

実（PFAS の暫定基準値超過）を隠蔽し、別の検査結果のみを選択的に公表することは、市民の自己決定権や健康リスク回避権を実質的に奪うものである。

③ 危険情報の秘匿による住民保護義務の放棄と結果回避義務違反

憲法 99 条の「擁護義務」は、抽象的理念の遵守ではなく、具体的に憲法に適合する行政運営を行うことを含む。そして、議会答弁において春日井市長が意図的に虚偽の内容を述べることは、市民代表制の根幹を揺るがす重大違反である。

とりわけ本件のように、住民の生命・健康に直結する危険情報が行政内部で把握されていたにもかかわらず、その情報が議会及び住民に対して適切に示されず、さらに市長が公表状況について虚偽の説明を行った場合、当該行為は、住民の自己決定権及び健康リスク回避権の前提を奪う点で、憲法 99 条の要請する住民保護の憲法適合的行政運営に反する。

④ 基準値超過結果の非公表と虚偽答弁の結合による具体的権利侵害

本件では、PFAS の水質検査において国の暫定基準値を超える結果が得られ、その事実が市長に報告されていたにもかかわらず、基準値超過を含む令和 5 年 8 月 1 日採水分の結果は公表されず、別契約により得られた基準値未満の結果のみが選択的に公表された。

にもかかわらず、市長が議会において「引き続き水質検査の結果を公表する」旨を答弁したことは、基準値超過という具体的危険の所在を曖昧化し、議会の監視機能を

誤導するものである。

このような危険情報の秘匿と虚偽答弁の結合は、住民が必要な注意・判断を行い、行政に適切な是正措置を求める機会を奪うという実害を伴う。そして、地方自治体の長として、危険の発生・拡大を防止すべき結果回避義務に照らしても、その違法性・違憲性は軽視し得ない。

以上より、本件行為は、①住民の自己決定権及び健康リスク回避権の基盤となる情報提供を封殺し、②議会による民主的統制の実効性を損ない、③住民保護のための憲法適合的行政運営を要求する憲法 99 条の趣旨に反する点で、重大な憲法擁護義務違反と評価されるべきである。

⑤市長・所長級職員による組織的関与と憲法秩序への信頼侵害

住民訴訟において、市長や職員による財務会計行為が違法であるか否かが問われるが、その背景にある憲法尊重義務の不履行を軽視してはならない。

本件のように、市長および所長級職員という組織の意思決定層が関与する場合、違憲的情報操作は個別職員の逸脱ではなく、行政組織としての判断・方針として遂行された疑いが強い。

その結果、住民の生命・健康情報に関する憲法上の保障を形式的に潜脱する目的で財務会計行為が利用された構造が生じ、住民の行政・司法に対する憲法秩序上の信頼を根底から侵害する。

本件では、「当初契約で実施された検査結果を隠蔽し、別契約による低値結果のみを公表することで、実質的に違法な財務会計支出行為を正当化している」点において、99条違反は財務会計上の行為と不可分に結びついている。

(要件事実論的整理 (憲法 99 条))

本件における憲法 99 条違反の成否は、要件事実論的に整理すれば、①石黒市長及び伊藤所長らが「その他の公務員」として同条の義務主体に含まれること、②PFAS 暫定目標値超過という住民の生命・健康及び知る権利に直結する重大事実を把握したこと、③にもかかわらず令和 5 年度春日井市水道水質検査計画【乙 1 1】に反して当該結果の非公表を維持し、別契約による低値結果のみを公表する判断過程に関与したこと、④市長が議会において公表状況について虚偽の答弁を行い、住民及び議会の監視機能を誤導したこと、という主要事実の充足により判断されるべきである。

これらの主要事実は、憲法 21 条・25 条の侵害を是正すべき立場にある公務員が、自己拘束的枠組み【乙 1 1】を潜脱する形で危険情報の秘匿と選別的公表を許容し、さらに議会答弁によって民主的統制の契機まで損なったという点で、憲法 99 条の尊重擁護義務違反を具体的に基礎づける。

上告人はこれらの主要事実を公文書等により具体的に主張・立証している以上、99 条が要請する憲法適合的行政運営と本件財務会計行為との不可分性を審理せずに憲法

判断を回避した第1審・原審の処理は、要件評価の欠落として理由不備に該当する。

（5）上告理由としての99条違反の正当性

本件では、原審及び第一審において、上告人が繰り返し主張してきた憲法99条違反について、いずれの裁判所も判断を放棄し、事実上の黙殺をしてきた。

しかし、本件における憲法99条違反の問題は、憲法21条・25条違反に該当する行為を背景として、また地方行政の適法性を支える憲法尊重義務の実効性の根拠として、重大な意義を持つものである。本件は、憲法99条の実効性が地方行政の現場で問われる典型的事案である。

したがって、最高裁においては、本件のように地方自治体の長やそれに関わる当該職員らが、市民の健康に関わる重要な情報を意図的に秘匿し、それを正当化するため財務会計行為を操作した事案において、憲法99条の規定に基づく憲法的統制が及ぶかどうかという重大な憲法上の判断を回避すべきではない。

第三 民事訴訟法312条2項六号に基づく上告理由：判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること

本件原審判決（名古屋高等裁判所令和7年10月29日判決）は、上告人が主張した憲法21条（知る権利）、憲法25条（生存権）、および憲法99条（憲法尊重擁護義務）

務）に関する違憲行為について、いずれも実質的に判断を回避し、判決理由において明確な理由付けを欠いているか、あるいは重要な論点について理由に食い違いが認められる。よって、本件判決は、民事訴訟法第312条第2項第六号に該当する「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること」に該当し、上告理由として適法である。

とりわけ、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】は、水道法施行規則に基づき策定が予定される計画として、憲法21条に由来する知る権利及び憲法25条に由来する生命・健康保持の前提条件としての水質情報提供の要請を、春日井市が自ら具体化した自己拘束的規範としての性質を有する。

にもかかわらず、原審が同計画の法的性格及びこれに反する8月1日検査結果の非公表と別契約締結・支出との不可分性を検討しないまま「財務会計上の行為に当たらない」として憲法判断を回避したのであれば、その判断過程自体が重要な前提事実・前提規範を欠落させたものであり、「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがある」場合に該当する。

（1）憲法判断の回避という「理由の不存在」

上告人は一審および原審において、春日井市が国の暫定基準値を超えるPFAS検査結果を非公表としたことが、①憲法21条（知る権利）違反、②憲法25条（生存権）

侵害、③憲法 99 条違反であることを具体的な事実と証拠をもって主張した。

ところが、第一審判決も原審も、これら違憲主張について、「これらの行為は財務会計上の行為に当たらない」とするのみで判断を要しないと断じ、**違憲性の有無についていかなる理由付けも示していない**。これは、憲法上の争点が訴訟の主要争点となっていたにもかかわらず、正面からの判断を行わなかったという点で、判決に「理由を付していない」ものである。

（2）財務会計行為との関係性における「理由の食い違い」

本件において、検査結果の非公表と、当初契約ではなく別契約として追加検査を行い、かつその結果のみを公表したという一連の行為には、**動機および目的上の不可分性**がある。すなわち、PFAS 基準値超過という不都合な事実を隠蔽するために、別契約【甲 1 証拠書 19】という形式を用いて新たな検査結果（基準値未満）を導出・公表したのであり、これは明らかに**当初検査結果の隠蔽を目的とした財務会計行為**である。

しかしながら、第 1 審及び原審判決は、「当初契約による検査の結果を公表しなかったことと、別契約による追加検査の契約形態は別個の問題である」と一方的に断じ、これを違憲性や動機の観点から評価しなかった。

しかも、別契約の必要性・合理性の評価は、当初検査結果の非公表という前提事情

と切り離しては成り立たないのであるから、両者を「別個の問題」として遮断した原判決の整理は、それ自体が判決理由の整合性を欠く。

この判断は、上告人が繰り返し主張してきた「財務会計行為の違法性は、違憲行為の隠蔽と不可分である」という論点と明白に食い違っており、また、判決文自体においても、その区別を合理的に説明しておらず、重大な論理飛躍がある。これは、民訴法312条2項六号にいう「理由に食い違いがある場合」に該当する。

（3）憲法判断回避による司法審査義務の放棄

また、上告人は一貫して、第1審・原審に対して、憲法21条・25条・99条の違反についての司法判断を求めてきたにもかかわらず、第1審・原審ともにこれを正面から取り上げず、「財務会計上の行為でない」ことを理由に憲法判断そのものを回避している。

しかし、上告人が訴えているのは、まさに違憲行為を隠蔽し、それを正当化する形で行われた財務支出が適法か否かという点であり、その主張の前提にある憲法違反の有無を審理しない限り、訴訟の本質的争点に正当な判断を下したことにはならない。

このように、実質的争点である憲法判断に触れず、「財務会計行為でない」との形式論で審理を打ち切った本件判決は、司法の判断義務を放棄したものであり、明確に「理由の付与を欠く」判決として違法である。

（4） 法的結論

以上より、原審判決は、民事訴訟法第312条第2項第六号の「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること」に該当し、上告理由として正当である。

とりわけ第1審及び原審が、令和5年度春日井市水道水質検査計画【乙11】の自己拘束的性質及びその違反としての8月1日検査結果非公表と、本件別契約締結・支出負担行為・支出行為との不可分性を検討しないまま「財務会計上の行為に当たらぬい」として憲法判断を回避した点は、理由不備の核心である。

このような判断手法を許容すれば、地方自治体における住民の生命・健康に直結する情報秘匿が、財務支出の形式を介することで司法審査を免れるという制度上の空白を生み、住民訴訟の予防・是正機能を著しく損なう。

よって、最高裁判所には、本件の憲法違反を正面から審理・判断し、地方自治体における違憲行為とそれに基づく財務支出の違法性について、明確な司法判断を下されるよう求めるものである。

第四 結語

本件は、単なる地方行政における手続き上の瑕疵ではなく、住民の生命・健康に直結する水質検査情報を、地方自治体の長および関係職員が意図的に隠蔽し、虚偽の議

会答弁まで行ったという、極めて重大な憲法違反を含む案件である。

上告人は、憲法 21 条の「知る権利」、憲法 25 条の「生存権」、そして憲法 99 条の「擁護義務」に違反する具体的行為を詳細かつ一貫して主張・立証してきたにもかかわらず、第一審および原審はいずれも、これらの憲法問題についての判断を放棄し、憲法判断義務（憲法 81 条）の趣旨にも背いている。

さらに、第 1 番及び原審判決は、主張と証拠を十分に検討せず、明白な理由の不備・理由の食い違いを含んでいる点において、民事訴訟法 312 条 2 項 6 号の上告理由にも該当する。

このまま判決が確定すれば、憲法違反が見逃され、住民の基本的人権と地方自治の適正性が侵害され続けることになる。

よって、本件は、最高裁判所において正面から憲法判断を行い、地方自治体による情報隠蔽と憲法違反行為に対して厳格な法的統制が及ぶことを明確に示す必要があると考える。

上告人は、司法に対して、立憲主義の最後の砦としての責務の遂行を強く求めるものである。